

### ▶ 所得税の確定申告が必要な方

- ① 農業や自営業、アパートや土地を貸して収入を得ている方、土地や建物などを売った方
- ② 給与の収入金額が2千万円を超える方
- ③ 給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ④ 給与の支払いを2ヶ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と、それ以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

### ▶ 町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告の必要がない方でも、令和4年中に収入があった方や、全く収入がない場合でも、家族の扶養になっていない方は、町県民税の申告をしてください。扶養になっているか、必ずご家族の源泉徴収票などで確認してください。

### \*\*\* 注意 \*\*\*

#### ■ 申告しないと・・・

国民健康保険や各種年金の審査、所得証明書などを発行する際に不都合が生じる場合があります。

#### ■ 申告しなくてもいい方

- ① 給与所得のみで、勤務先から町へ「給与支払報告書」が提出されている方
- ② 公的年金等の収入金額が400万以下でそれ以外の所得金額が20万以下の方
- ③ 収入が全くなく、生計を同一とする方の扶養親族になっている方

### ▶ 所得税確定申告・町県民税申告相談日程について

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月16日(木)	四季の丘	四季の丘	役場2階第2会議室
2月20日(月)	成城台・藤の台	武田・新	
2月21日(火)	武田・新	神崎神宿	
2月22日(水)	神崎神宿	神崎本宿	
2月23日(木・祝)	全地区(予約制)	全地区(予約制)	
2月27日(月)	神崎本宿	毛成	
2月28日(火)	毛成・神崎本宿	古原	
3月1日(水)	古原	郡	
3月2日(木)	郡	大貫・立野	
3月6日(月)	大貫・立野	植房	
3月7日(火)	植房	小松	
3月8日(水)	小松	並木	
3月9日(木)	並木	今・高谷・松崎・向野	
3月10日(金)	神崎本宿・十三間戸	成城台・藤の台	
3月13日(月)	全地区	全地区	
3月14日(火)	全地区	全地区	
3月15日(水)	全地区	全地区	

#### ■ 受付時間

【午前の部】 9:00～11:00

【午後の部】 13:30～16:00

(2月23日(祝)は15:00まで)

但し、当日の混雑状況により、受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いいたします。

■ 2月16日(祝)～3月10日(金)は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が前後する場合がありますので、予めご了承ください。

■ 2月23日(祝)は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月1日(水)～2月15日(金)17:00までに役場町民課税務係へご連絡ください。

■ 領収書等の集計をされていない場合は順番が後になりますので、ご了承ください。

### ▶ 申告相談会の実施について

申告期間に先立って、税務署・県税事務所・町による所得税・消費税の相談会を行います。申告期間中は混雑が予想されますので、ぜひこの機会をご活用ください。

■ 日時: 令和5年2月6日(月) 9:30～12:00、13:00～15:30

■ 会場: 神崎町役場2階 第2会議室